

## **第1 計画の策定の趣旨と位置づけ**

### **1 計画策定の趣旨**

#### **(1) 高齢化の進行**

本市の高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は、昭和60年の国勢調査で全国平均を上回り、それ以降上昇を続けています。「国立社会保障・人口問題研究所」の推計によると、戦後のベビーブーム世代、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）には、本市の人口の33.5%（およそ3人に1人）が65歳以上、20.7%（およそ5人に1人）が75歳以上になると予測されています。

#### **(2) これまでの取組み**

本市では、平成5年度に“高齢化社会のモデル都市づくり”を進めるためのマスタープランとして「北九州市高齢化社会対策総合計画」を策定し、5年ごとの実施計画に基づいて、高齢化に対応する市民サービスの充実や行政体制の整備を進めてきました。これらの成果を踏まえ、さらなる高齢化に対応するため、平成18年度からは新たな計画として、「北九州市高齢者支援計画」を3年ごとに策定し、現在は第三次計画（平成24～26年度）に基づいてさまざまな高齢者施策を推進しています。

#### **(3) 高齢者と地域を取り巻く課題**

高齢化の進行により、介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加、また、これに伴う家族介護者の負担や不安への対応が課題となっています。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、生活様式や価値観の多様化などに伴う地域の見守り・支え合い機能の変容により、高齢者の「家族や地域からの孤立」の問題も深刻なものとなっています。

一方、国においては、「社会保障・税一体改革」により、すべての世代が安心と納得を実感できる「全世代型」の社会保障制度への転換を目指しています。

#### (4) 北九州市らしい高齢者施策の更なる推進

本市の平均寿命は男性78.85歳、女性86.20歳（平成22年都道府県別生命表）に達しており、「人生90年時代」をどう生きるかは一人ひとりの問題であるとともに、社会全体の問題にもなっています。また、介護や認知症の問題は、人生の中で誰もがいずれ何らかの形で関わることになると考えられます。これらの問題に対応することは、新しい地域づくりの契機ともなるものであり、行政サービスや制度の充実だけでなく、地域や社会、さらには個人も「人生90年時代」に対応した新しい価値観や新しい地域、新しい社会をつくっていくことが一人ひとりの幸福にもつながります。さらに、住まいや住まい方、介護や予防のあり方も、多様なニーズや状態に対応するために、これまでの取組みに加え、新しいことにチャレンジして選択肢を増やしていくことが必要です。

このようなことから、本市のこれまでの取組みを基礎として、北九州市らしい高齢者施策の更なる推進を図るとともに、市民一人ひとりがいきいきと安心して暮らし、ともに支え合う地域づくりに参加するためのきっかけとなるよう、地域社会全体で共有する高齢者支援の指針として、「第四次北九州市高齢者支援計画」（計画期間：平成27～29年度）を策定するものです。

## 2 計画策定の背景

### ～第三次高齢者支援計画の成果～

平成24年3月に策定した「第三次北九州市高齢者支援計画」では、「家庭、地域、社会全体で安心のきずなを結び、すべての市民が生涯を通じてその人らしく、いきいきと活躍できる“参画と共生のまちづくり”」を基本理念として、地域社会を構成する地域住民、地域団体、保健・医療・福祉関係者、NPO・ボランティア団体、民間企業などと協働しながら、健康づくり・介護予防、生きがい・社会参加、認知症対策・権利擁護、介護保険サービスなど、さまざまな事業に取り組んできました。

その中で、先進的あるいは特色ある事業としては、

#### 健康づくり・介護予防の充実

- 各校区に設置された市民センターを活用し、地域保健関係者や地域住民、関係者が連携して健康づくりを進める「市民センターを拠点とした健康づくり事業」
- 介護予防・生活習慣改善等の取組みや健康診査の受診等をポイント化し、そのポイントを健康グッズなどと交換する「健康マイレージ事業」
- 本市が開発した「ひまわりタイチー」や「きたきゅう体操」を通して介護予防の普及・啓発を図る「百万人の介護予防事業」
- 高齢者等の健康づくりに効果的な健康遊具を設置した公園で健康づくり教室などを開催する「公園で健康づくり事業」

#### 生きがい・社会参加・地域活動の推進

- 産業活動や社会貢献活動の担い手として活躍できるスキルを身につけるために、起業独立やNPO活動などの夢の実現に向けた実践的な講座を行う「生涯現役夢追塾」
- 高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習活動、仲間づくりのイベントなどに関する各種情報をホームページや窓口で情報提供を行う「高齢者いきがい活動支援事業」
- 高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その活動を評価してポイント化し、ポイントを換金または寄付することができる「介護支援ボランティア事業」

- 街中の未利用市有地や公園の一部を無償で地域の自治組織等に貸し出し、花壇や菜園などに活用してもらう「まちの森プロジェクト」（政令市では初めての取組み）

#### 総合的な認知症対策の推進

- 認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組む「認知症サポーターキャラバン事業」（総人口に占める認知症サポーターの割合は政令市トップクラス）
- 認知症の人や家族などが抱える不安や悩みなどが気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や家族への精神面での効果的な支援を行う「認知症コールセンター事業」

#### 身近な相談と地域支援体制の強化

- 地域の見守りネットワークの網の目を細かくしていくことで、支援を必要としている方を必要な制度・サービスにつなげる本市独自の取組みである「いのちをつなぐネットワーク事業」
- 介護に関する相談をはじめ、高齢者の様々な相談に対応する総合相談窓口である「地域包括支援センター」の市直営による運営（直営は政令指定都市では本市のみであり、区の各窓口等と連携し相談等に迅速に対応しています）
- 身近なところに商店がなく日々の買い物に不安を抱えた高齢者などの「買い物弱者」の問題に、地域住民や民間事業者が行う支援活動をサポートする「地域協働による買い物支援の推進」

などが挙げられます。

介護保険制度においては、訪問介護・通所介護・小規模多機能型居宅介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供、平成24年度に創設された新たなサービスである、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの整備、また、特別養護老人ホームやグループホームの着実な整備など、サービスの充実を図りました。特別養護老人ホームの入所受入れ等の調査では、前回調査（平成23年度）と比べ、早期に入所する方の割合が高くなっています。

これらの取組みに対する市民の評価としては、平成26年度の市民意識調査において、「高齢社会対策」の評価が34項目中11位となっています。また、「健

康づくりの推進」については、平成22年度の5位から26年度は3位に上昇しています。

日本経済新聞社が、平成25年8月に全国の市町村と東京23区を対象に行った「全国市区『高齢化対応度』調査」では、政令指定都市の中で第1位（7020市区町村中第5位）と非常に高い評価を得ています。

一方、市政要望（平成26年度市民意識調査）では、「高齢社会対策の推進」が、この20年間ほぼ一貫して第1位となっており、高齢社会対策に対する市民の強い関心と多くの期待が寄せられています。

※ 第三次高齢者支援計画の主な取組みは「資料編」に掲載

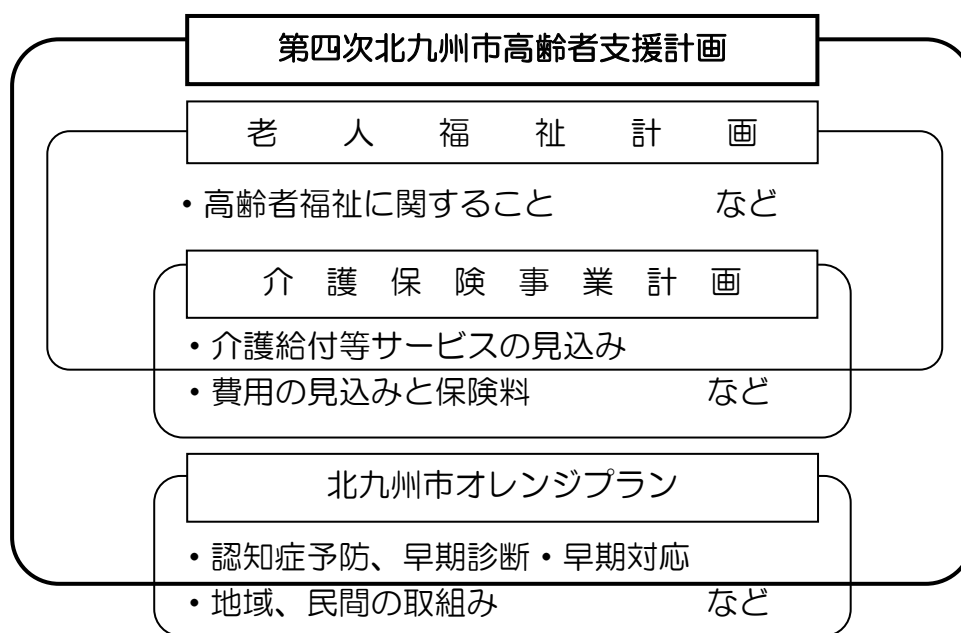
### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法定計画として策定

本計画は、介護保険法（第117条）に規定されている、介護保険の各サービスの見込量やその確保のための方策などを定める「介護保険事業計画（第6期）」及び老人福祉法（第20条の8）に規定されている「老人福祉計画」を包含したものです。

また、厚生労働省が策定した「認知症施策推進5か年計画（通称：オレンジプラン）」及び「認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）」の方向性を踏まえ、本市独自の方策を加えた、認知症対策の基本的方向を示す「北九州市認知症施策推進計画（通称：北九州市オレンジプラン）」の内容も含んでいます。

〔図1-3-1 国の法定計画等との関係〕



## **(2) 「元気発進！北九州」プランの分野別計画として策定**

本計画は、誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくりを目指した、本市の基本構想・基本計画である『元気発進！北九州』プラン（平成20～32年度）」に基づく分野別の計画として位置づけられるものです。

したがって、本計画の推進にあたっては、『元気発進！北九州』プラン」の各分野別計画である「北九州市障害者支援計画」、「元気発進！子どもプラン」や、「北九州市高齢者居住安定確保計画」、「北九州市新成長戦略」などと相互に連携を図っていきます。

## **(3) 「北九州市の地域福祉（地域福祉計画）」を基盤として策定**

地域福祉の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民、地域団体、保健・医療・福祉関係者、NPO・ボランティア団体、民間企業などが一体となって、身近な見守りや交流など、地域における様々な取組みを進める必要があります。本市では、このような取組みを進めるため、地域社会全体で共有する指針として平成22年度に「北九州市の地域福祉（地域福祉計画）」を策定しています。

本計画における地域の交流・見守り・支援などの施策の展開にあたっては、地域福祉計画で進められる地域の基盤づくりのもと、様々な関係団体と行政が連携・協働しながら取組みを進めます。

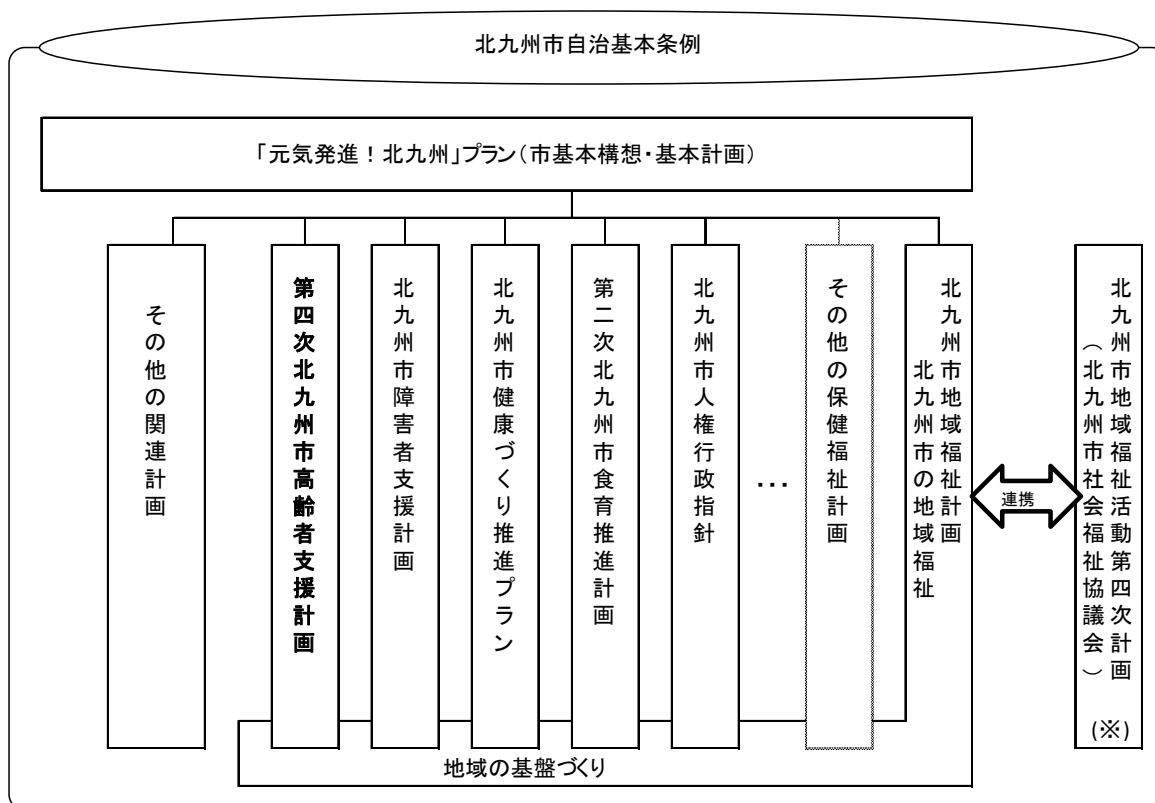
## **(4) 「北九州市自治基本条例」を踏まえて策定**

社会経済情勢が急速に変化し、人々の価値観や行政ニーズが多様化する時代にあっては、これまで以上に的確に市民の意思を踏まえながら市政運営を行っていくことが必要です。時代の変化や地域の実情に応じた独自の住民自治の拡充を図るため、本市では、平成22年度に、市政運営の基本原則や市政への市民参画、コミュニティ活動のあり方などの自治に関する基本事項を定めた「北九州市自治基本条例」を制定しました。

本計画は、本市の自治運営における基本ルールである当該条例の趣旨を踏まえて策定し、当該条例の指針に基づいて施策を推進していきます。

〔図1-3-2〕

第四次北九州市高齢者支援計画の位置づけ（各種計画・条例との関係）



※ 地域福祉の連携を目的とする団体として、社会福祉協議会が地域でさまざまな活動を行っており、北九州市社会福祉協議会は、行政計画との整合を図りながら地域活動を推進するため、平成23年4月に「北九州市地域福祉活動第四次計画」を策定しています。

（5）市民、関係団体などの幅広い意見を踏まえて策定

本計画は、保健・医療・福祉関係者や学識経験者、公募による市民代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」で出された意見や、平成25年度に行った「北九州市高齢者等実態調査」等の各種調査の結果、市民生活や地域に密着したテーマについて市民の意見を伺う「地域ふれあいトーク」や「関係団体の意見を聴く会」における意見などを踏まえて策定したものです。



## 4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

〔図1-3-3 第四次北九州市高齢者支援計画の期間〕

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
北九州市 基本構想 基本計画	「元気発進！北九州」プラン (基本計画はH32年度まで12年間)					
地域福祉	北九州市の地域福祉2011～2020 (H32年度まで10年間)					
高齢者 支援	第三次北九州市高齢者支援計画 (H24年度～H26年度)			第四次北九州市高齢者支援計画 (H27年度～H29年度)		

### 《参考》 計画期間の根拠について

「介護保険事業計画」は3年を1期として策定することが介護保険法第117条第1項に規定されています。また、「介護保険事業計画」と「老人福祉計画」は、一体のものとして作成することが介護保険法第117条第6項及び老人福祉法第20条の8第7項に規定されています。

以上のことを踏まえ、この計画の期間は3年としています。